

第10 農業・農村の6次産業化及び野生鳥獣資源利用の部

解 説

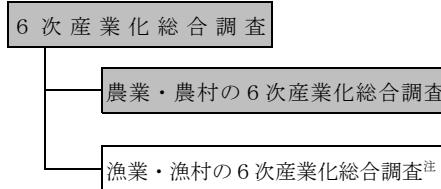
この部には、「6次産業化総合調査」及び「野生鳥獣資源利用実態調査」結果から農業・農村における6次産業化の取組及び野生鳥獣資源の利用状況に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 6次産業化総合調査

ア 調査の体系

(網掛部分は、この部に掲載している調査)



注：「漁業・漁村の6次産業化総合調査」については、「第13 漁業・漁村の6次産業化の部」を御覧ください。

イ 調査の目的

農業・農村の6次産業化総合調査は、農業者等による農産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としています。

ウ 調査の対象期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の1年間としています。ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な直近の1年間としました。

エ 調査の方法

前年度調査結果を基に、地方自治体、関係団体等からの情報収集により作成した母集団から選定した調査対象に対し、委託した民間事業者が調査票を郵送配布し、オンライン等により回収する自計調査、又は必要に応じて調査員調査により行いました。

(2) 野生鳥獣資源利用実態調査

ア 調査の目的

野生鳥獣資源利用実態調査は、野生鳥獣の

処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模の算出等に必要なデータを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的としています。

イ 調査の対象期間

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日まで)の1年間としました。ただし上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な令和4年度の期間を含む1年間としました。

ウ 調査の方法

食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設を調査対象とし、委託した民間事業者が調査票を郵送配布し、オンライン等により回収する自計調査により行いました。

2 用語の解説

(1) 農業生産関連事業

ア 事業体

農業生産関連事業を営んでいる農業経営体及び農業協同組合等が運営する農業生産関連事業の事業所をいいます。

なお、農業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、その営んでいる事業ごとにそれぞれ1事業体としてカウントしました。

イ 年間販売(売上)金額

農業生産関連事業における年間販売(売上)金額は、1年間(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の事業による販売(売上)金額をいいます。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な直近の1年間としました。

ウ 農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農

作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

(ア) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
(イ) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の

飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー一年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他 調査期日前 1 年間ににおける農業生産物の総販売金額 50 万円に相当する事業の規模	

(ウ) 農作業の受託の事業

エ 農協等（農業協同組合等）

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づく農業協同組合（農業協同組合連合会を含む。以下同じ。）及び農業協同組合が 50 % 以上出資する子会社をいいます。

なお、これらに加えて、農産加工にあっては、農業協同組合の加工場を使用している農業協同組合の下部組織及び生産者グループを含み、農産物直売所にあっては、生産者グループ並びに農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売する施設を開設している都道府県、市区町村（市町村及び特別区をいう。）、第 3 セクター及び農業協同組合の下部組織及び民間企業を含みます。

オ 農業生産関連事業

「農産加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいいます。

本調査においては、農業経営体又は農業協同組合等による以下の 5 事業をいいます。

(ア) 農産加工

農業経営体又は農業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工（非食品の製造も含む。）することをいいます。

(イ) 農産物直売所

農業経営体又は農業協同組合等が、自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物又は農産加工品を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所及び農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売するため開設した施設又は場所をいいます。

なお、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたものを含み、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売は除きます。

(ウ) 観光農園

農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を観賞させ、料金を得る事業をいいます。

(エ) 農家民宿

農業経営体が旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいいます。

(オ) 農家レストラン

農業経営体又は農業協同組合等が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいいます。

カ 従事者

農業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経営者、役員等を含みます。

キ 雇用者

農業生産関連事業の経営のために雇った常雇い及び臨時雇いをいいます。

(2) 野生鳥獣資源の利用

ア 解体頭・羽数

食肉処理施設が解体処理を行った頭・羽数（食肉以外の加工向け（ペットフード等）に解体したものも含む。）をいいます。

なお、異常が認められて廃棄した個体は含まれません。

イ イノシシ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいいます。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含みます。ただし、イノブタや家畜として飼育されたものは除きます。

ウ シカ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のシカのことをいいます。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含みます。ただし、家畜として飼育されたものは除きます。

エ その他鳥獣

イノシシ、シカ以外のクマ、アナグマ、鳥類等をいいます。

オ ジビエ利用量

野生鳥獣資源利用実態調査では、食肉処理施設で解体処理を行った野生鳥獣の卸売・小売の食肉数量、加工仕向け食肉数量、調理仕向け食肉数量、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量及びペットフード販売数量（加工原材料用として他社等に販売したものを含む。）をいいます。

カ ペットフード

愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるもの又は原料として販売されたもの（動物園の動物用の餌（屠体給餌は除く。）向きに加工したものを含む。）をいいます。

キ 解体処理のみの請負

依頼者から食肉に供する目的で食肉処理業者が解体処理のみを依頼され、依頼者が食肉を持ち帰る場合をいいます。

ク 自家消費向け

従業員やその家族で消費する場合をいい

ます。イベント等でのPR活動や試食なども含みます。

3 利用上の注意

「6次産業化総合調査」における統計表の経営体数及び事業体数は、1の位を四捨五入しています（例：4経営体（事業体）→0経営体（事業体））。